

大津市テイクアウト・デリバリー事業導入支援補助金

【事業主旨】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、飲食店では外食からテイクアウトやデリバリーによる食事提供へとサービス形態が変化している。

また、緊急事態宣言解除後も飛沫感染や接触感染への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式の実践が必要とされており、政府の専門家会議においても「新しい生活様式」の提言がなされている。その中で食事場面においては「お持ち帰りや出前、デリバリーも」と提示されている。

このような動きを捉え、市民の新しい生活様式の実践を推進し、更に、売上減少等大きな影響を受けている市内飲食店等を支援するため、支援施策を実施する。

【対象者】

市内に事業所を有する中小企業者のうち、テイクアウト等による新たな商品提供手法の導入並びに宅配業務を実施する事業者

【対象経費】

新たにテイクアウト・デリバリー事業を開始する際の初期経費

事業着手日から最長3か月の間にかかる経費

販売促進費	印刷物制作費、WEBサイト制作費、広告物制作費 等
車両費	宅配用バイク等のリース、レンタル料 等
器具備品費	通信環境設備導入費、梱包・包装資材等購入費 等
サービス利用料	テイクアウト支援サービスや宅配代行サービス等の利用に係る経費 (初期登録料、月額使用料、配送手数料等) 等
その他	事業実施に必要な許可取得手数料 等

【補助額】

1事業者あたり補助対象経費の2分の1以内の額（上限10万円）

【予算額】

500万円

【補助事業開始時期】

7月上旬頃

【申請受付期間】

事業開始日～令和2年12月25日

テイクアウト・デリバリー事業 導入支援補助金



概要	新型コロナウイルス感染症拡大防止にむけ、今後、市民の新しい生活様式の実践を推進していくため、特に、売上減少等大きな影響を受けている市内飲食店等を対象に、新たにテイクアウト事業やデリバリー事業を実施することに要する経費に対して補助金を交付する。		
対象	市内に事業所を有する中小企業者のうち テイクアウト等による新たな商品提供手法の導入並びに宅配業務を実施する事業者		
補助 経費	新たにテイクアウト事業等を開始する際の初期経費 事業着手日から最長3か月の間にかかる経費 ①販売促進費 ②車両費 ③器具備品費 ④サービス利用料 ⑤営業許可等取得手数料 等		【補助事業開始時期】 7月上旬頃 【申請受付期間】 事業開始日 ～令和2年12月25日
補助 金額	経費の2分の1の額 (上限10万円)	予算	500万円